

2025 年 6 月 17 日

国民のための公認心理師制度を推進する議員連盟

会長 加藤勝信 殿

公益社団法人 日本公認心理師協会

会長 信田さよ子

一般社団法人 公認心理師の会

理事長 丹野義彦

公認心理師の活用に関する要望

日頃より公認心理師の活動にご理解をいただき心より感謝申し上げます。

公認心理師は、2024 年 12 月末現在、73,678 人の登録者となり、多くの分野にて活動しております。しかし、公認心理師の位置づけが明確でない現場も少なからず存在し、国民の皆様が身近で安心して利用できる状況とはなっておりません。様々な分野での公認心理師の活動の機会を増やし、国民の皆さまの心の健康の保持増進に資するために、以下の通り要望いたします。

何とぞご尽力を賜りますようお願い申し上げます。

要望 1 公認心理師による保健医療機関での心理支援についてさらなる評価をしてください

- ① 外来における公認心理師による個別の心理面接等の支援について、実施回数や算定可能な標榜科の緩和など診療報酬上の評価を拡大してください
- ② 公認心理師が実施する認知行動療法に基づく心理支援（認知行動カウンセリング等）の診療報酬について、算定可能な職種として追加ないし評価を新設してください
- ③ 心理査定の実施、結果説明、査定に基づく支援計画提供、テストバッテリー作成、保険収載される心理検査の拡充など、公認心理師が行う心理検査を用いた支援の提供について診療報酬上の評価を適正化してください
- ④ ひきこもり支援センター、保健所、地域包括支援センターへの配置、「緩和ケアチーム」「認知症ケアチーム」「認知症初期集中支援チーム」「精神科デイケア」への必置、回復期リハビリテーション病棟に専任配置、当事者や家族が参加するケア会議において心理支援を検討した場合の報酬化など、地域保健機関や医療機関内でチーム支援を行う一員として公認心理師のさらなる適正配置や公認心理師が支援を提供した場合の診療報酬上の評価をしてください <保健医療分野>

要望2 スクールカウンセラーの配置拡充(週2以上)と活動の明確化を行ってください。

- ① 小中高等学校及び特別支援学校等におけるスクールカウンセラーが、安定的かつ継続的に週2回以上(1日7時間程度)勤務できるよう、配置と活動の明確化を行ってください
- ② スクールカウンセラーと担任教諭等が協働で行う「こころの健康教育」の時間を小学校1年生から高校3年生まで年間6時間以上実施するよう学習指導要領に盛り込んでください
- ③ 地域の実情に応じたスクールカウンセラーの活用体制や、研修システムの構築を促進するために、教育委員会(教育事務所)に常勤の公認心理師を配置してください
- ④ 都道府県や市区町村教育委員会に、大規模災害や学校の重大事案等に対応するための広域をカバーするスクールカウンセラー(例:被災県内で活動する広域のスクールカウンセラーのSVやコーディネーター役を担う)として、常勤の公認心理師の配置を検討してください <教育分野>

要望3 子どもと家族への効果的な心理支援を実施できるようにしてください

- ① 市区町村に設置が努力義務化された「こども家庭センター」において、効果的な子育て支援や子どもの発達支援が行われるように公認心理師を必ず配置してください
- ② 障害児通所支援(児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援)の専門職および、児童福祉施設(児童養護施設・児童心理治療施設・児童自立支援施設)の「心理療法担当職員」の任用資格を、他の国家資格と同様に、「公認心理師及び公認心理師に準じるもの(学部で公認心理師科目を履修したもの)等」と明記してください
- ③ 障害児通所支援において公認心理師が標準化された心理検査を行った場合、医療の保険点数上の評価と同等の評価を加算してください <福祉分野>

要望4 犯罪被害者等支援機関に公認心理師を必ず配置してください

- ① 警察の犯罪被害者等支援室に複数の公認心理師を配置してください
- ② 各都道府県の犯罪被害者等早期援助団体(全国の被害者支援センター、ワンストップ支援センター等)に常勤の公認心理師を配置してください(警察庁で推進されている多機関ワンストップサービス構想にも資することが可能になる)
- ③ 犯罪被害者支援に携わる公認心理師に職能団体等の提供するトラウマインフォームドケアおよびトラウマスペシフィックケアの研修機会を拡充(費用補助等)してください
- ④ 第5次犯罪被害者等基本計画に①から③の内容を明記してください
<司法・犯罪分野>

要望5 ストレスチェック制度の法改正等に対応するために公認心理師の活用を促進してください

- ① 産業保健総合支援センター等へ公認心理師の常勤者配置を推進してください
- ② ストレスチェック制度における公認心理師の役割の明確化（集団分析等）を行ってください
- ③ ストレスチェック実施者講習の一部科目の担当ができる者に実務経験がある公認心理師を追加してください
- ④ 産業保健総合支援（産保）センター等での学部・大学院実習対応等、全国的な教育体制の整備に協力してください <産業・労働分野>

以上